

議案第 78 号

伊賀市教育研究センター設置条例の一部改正について

伊賀市教育研究センター設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市教育研究センター設置条例の一部を改正する条例

伊賀市教育研究センター設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 244 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

会議室使用料

	午前	午後	夜	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
大会議室	1,580円	2,100円	2,100円	5,240円
中会議室	1,580円	2,100円	2,100円	5,240円
小会議室	1,260円	1,680円	1,680円	4,190円
会議室 1	1,050円	1,260円	1,260円	3,150円
会議室 2	840円	1,050円	1,050円	2,620円

冷暖房使用料

室名		金額	
2階	小会議室	1時間	210円
	中会議室	1時間	320円

3階	大会議室	1時間	420円
	会議室1	1時間	210円
	会議室2	1時間	210円

運動場夜間照明使用料

時間	金額
3時間以内	840円

体育館照明使用料

時間	金額
3時間以内	530円
3時間超	1,050円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に、伊賀市教育研究センター設置条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設の使用料については、なお従前の例による。